

平成21年12月17日

災害時要援護者対策事業について

1 趣旨

大震災等の災害では、市役所・消防・警察などの行政機関が行う支援には限界があり、行政の支援を待つよりも、地域で主体的に対応することがきわめて重要であることが、阪神・淡路大震災を始めとした過去の災害状況から明らかになっています。

災害時の要援護者支援に、市民自らが、地域で積極的に取り組んでいくために、要援護者の情報を自治会や民生委員など地域の支援者に提供し、地域で出来る「安否確認」と「避難支援」の共助の仕組みづくりを推進するものです。

2 内容

(1) 災害時要援護者の対象者

- ア 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- イ 介護認定で要介護3・4・5の方
- ウ 1～3級の障害者でひとり暮らしの方など
- エ 上記と同様な状況にあると認められる方

(2) 個人情報及び名簿の取り扱い

- ア 個人情報保護の観点から、要援護者本人の同意を得て災害時要援護者名簿を作成します。
- イ 名簿は、自治会、自主防災組織、府中市消防団、民生委員、社会福祉協議会、府中消防署、府中警察署、地域包括支援センター、在宅介護支援センター及び地域生活支援センターなど支援を依頼する組織に提供します。
- ウ 自治会に提供する個人情報は、住所、氏名、電話番号とします。
なお、情報の提供にあたっては、適切な管理に努めて頂きます。
- エ 医療情報等は、救急災害医療情報キットに入れ自宅冷蔵庫に保管し、避難する際に取り出して活用します。
救急時にも活用できます。

このキットは、平成22年度に民生委員が対象者に配布する予定です。



(3) 自治会・自主防災組織などの役割

ア 市が提供する要援護者名簿を参考に、要援護者の意向に配慮して支援者を決定します。市から情報提供を受けた支援者の方の名簿を作成して、市に提出します。

災害時は誰しものが被災者となりうることから、複数の支援者を決めることが望ましい。

イ 要援護者の安否確認や避難支援のために、助け合いカード(仮称)を作成します。

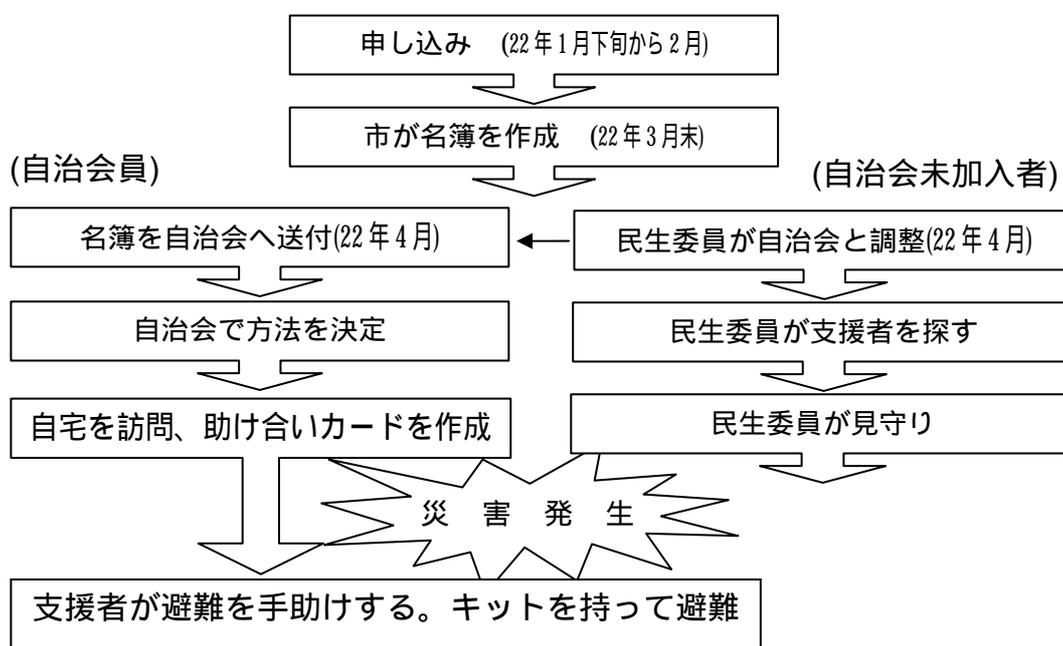
ウ 地震など大きな災害が発生した場合は、支援者が要援護者の自宅にかけつけ安否確認を行います。避難するときは、冷蔵庫からキットを取り出し、それを持って避難します。

(4) 民生委員の役割

ア 要援護者に「救急・災害医療情報キット」の配布し、記入を支援します。

イ 自治会未加入要援護者の支援を、近隣の自治会や協力者に依頼します。

3 事業の流れ及び日程



4 担当

(1) 災害時要援護者名簿の作成については、福祉保健部地域福祉推進課、高齢者支援課及び障害者福祉課が担当します。

(2) 災害時要援護者に対する支援の方法については、環境安全部防災課が担当します。